

沖縄建設マネジメントフォーラム会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「沖縄建設マネジメントフォーラム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、沖縄県内において定期的な講演会・研修会・セミナーなど(以下「セミナーなど」と称する)を開催することにより、幅広く継続的な学習を行い、建設技術者の技術力向上活動を通じて、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次のような内容で事業を実施する。

- (1) 毎月1回以上、セミナーなどを開催する。
- (2) セミナーなどの受講者にはその都度CPDSユニット(CPD単位)を付与する。
- (3) セミナーなどは原則6時間/回(7ユニット)とする。
- (4) 講師は内容を充実するために県内だけではなく、県外からも招致する。
- (5) セミナーなどの内容は建設関連技術を中心とする。
- (6) 県内の環境事業に寄付する。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を沖縄県西原町字千原1、NPO法人グリーンアース内に置く。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は正会員と特別会員とする。
2. 正会員は本会の目的に賛同して入会する法人及び団体とする。
3. 特別会員は本会の目的に賛同する学識経験者または実務経験者であって、本会の活動に協力する個人、法人及び団体とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出する。
2. また、入会申込書と共に技術者名簿を提出する。

(会員の資格)

第7条 会員の所属する技術者は本会主催のセミナーなどに無料で参加出来る。
2. 会員は個別技術支援、社内セミナーなどの依頼をすることが出来る。

(会費等)

第8条 通常の正会員は入会時及び更新時に、下記の金額を納入する。(本島RCCMは別途規定)
(1) 入会時には、1社当たり6,600円の入会金を納入する。(既会員会社は不要)
(2) 会員資格の更新は年度末とし、会員からの退会の意思表示がない場合は自動更新とする。
(3) 会費は技術者1人につき1ヶ月当たり2,200円とし、月払いの場合は毎月10日までに納入する。
(4) 会費の年払いを希望する場合には、技術者1人につき年間22,000円とする。
ただし、年度の途中に入会した場合には、入会年度は更新月までの月数×2,200円-1,100円を納入する。
(5) 会費の半年払いを希望する場合には、技術者1人につき半年間12,100円とする。
ただし、年度の途中に入会した場合には、入会年度は更新月までの月数×2,200円を納入する。
2. 特別会員は、会費などの納入を要しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合、会員資格を失う。
(1) 会費を定めた日に納入しなかった時
(2) 所属する技術者が他の会員に著しく迷惑をかけた時
2. 尚、既に納めた会費等は返却しない。

(退会)

第10条 所属する技術者が本会の退会を希望する場合には、別に定める退会届を提出する。
2. 尚、既に納めた会費等は返却しない。